

臨時職員賃金及び嘱託職員報酬単価の改定について

最低賃金法に基づき、東京労働局が定める東京都最低賃金が、これまでの985円から1,013円に上げられたこと等に伴い、臨時職員賃金及び嘱託職員報酬単価を、下記の職種において改定いたしました。

記

(1) 改定の対象となる職種及び改定額（1時間当たり単価）

①臨時職員

職種	改定前	改定後
事務	990	1,020
保育士（有資格者）※1	1,080	1,110
保育士（無資格者）※1	1,000	1,030
司書（有資格者）	1,080	1,110
司書（無資格者）	1,000	1,030
給食調理	1,000	1,030
用務	990	1,020
一般作業	1,000	1,030
介護福祉士	1,010	1,040
特別支援学級介助員	1,010	1,040
特別支援教育支援員	1,010	1,040
学童保育所支援員※2	1,000	1,030
放課後クラブ支援員（有資格者）※1	1,080	1,110
放課後クラブ支援員（無資格者）※1	1,000	1,030

※1 午前8時30分以前及び午後5時以降の割増後単価については、変更なし

※2 午前8時15分以前及び午後5時以降の割増後単価については、変更なし

②嘱託職員

職種	改定前	改定後
一般事務補助	1,000	1,030
保育補助（無資格者）※3	1,080	1,090

放課後クラブ支援員補助（無資格者）※3	1,080	1,090
学校給食・保健事務補助	1,000	1,030
公民館保育士（有資格者）	1,080	1,110
公民館保育士（無資格者）	1,000	1,030

※3 午前8時30分以前及び午後5時以降の割増後単価については、変更なし

(2) 改定施行日

令和元年10月1日

※11月21日支払い分から適用